

# 朋優学院高等学校 いじめ防止基本方針

策定日：平成27年7月23日

改定日：令和8年1月1日

## I いじめ防止基本方針の策定について

### （1）いじめの定義

「いじめ」とは、当該児童生徒が、一定の人間関係のある他の児童生徒から、心理的又は物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものをいう。

なお、その行為が行われた場所は、学校の内外を問わない（インターネットを通じて行われるものも含む）。

いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

（※文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より）

### （2）策定に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであり、生命・身体にも危険を及ぼすおそれがある。

したがって、本校は、いじめのない安全・安心な学校づくりを推進し、保護者・地域・関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。

また、いじめが疑われる場合には、迅速かつ適切に対処し、再発防止に努める。

### （3）いじめ防止基本方針の策定

上記の理念に基づき、いじめ防止対策推進法第13条第1項に則り、いじめの防止・早期発見及び対処に関する総合的かつ効果的な取組を推進するため、本基本方針を策定し、全教職員・生徒・保護者に周知する。

## II いじめ対策委員会の設置

### （1）趣旨

学校におけるいじめ防止等の措置を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

## (2) 構成と設置期間

学年主任、生活指導部教員、養護教諭、スクールカウンセラー、その他学校長が指名する者で構成し、委員会は常設機関とする。

## (3) 主な役割

- ① いじめ防止等に関する取組や年間計画の作成
- ② いじめ相談・通報の窓口整備と対応
- ③ 生徒の問題行動に係わる情報の収集・記録・共有
- ④ その他いじめ防止に関する事項の協議

## III 学校の基本方針と取組

### (1) いじめの防止

- (2) いじめの早期発見
- (3) いじめへの対処
- (4) 重大事態への対応
- (5) いじめ対応フローチャート

#### (1) いじめの防止

##### ① 啓発活動

LHR・ガイダンス・保護者会等を通じて、生徒・保護者・教職員に対し、インターネットを含むいじめ防止の意識を高める啓発活動を行う。

##### ② 教職員の資質向上

校内研修・事例研究等を実施し、いじめ対応能力・児童理解力の向上を図る。

#### (2) いじめの早期発見

##### ① 相談体制の整備

保健室・カウンセリングルーム・担任・学年主任など、生徒が相談しやすい環境を整備する。

##### ② インターネット上の情報への対応

SNS・掲示板等に不適切な書き込みがあった場合は、生徒からの申出により必要に応じて外部機関へ調査を依頼し、削除要請・事実確認・再発防止措置を講じる。

##### ③ いじめの疑いを把握したときの措置

いじめが疑われる通報を受けた場合は、委員会を中心に速やかに事実確認のための調査を開始する。

### (3) いじめへの対処

#### ① 事実確認のための調査

クラス担任・学年主任・生活指導部教員・カウンセラー等が聴取を行い、事実関係を明らかにする。

#### ② 管理職及び設置者への報告

調査結果を学校長・副校長・教頭へ報告する。

#### ③ いじめを受けた生徒への支援

いじめをやめさせ、再発防止を図るため、心理的支援や学習支援を行う。

いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるよう、学習場所や方法について柔軟に配慮する。

#### ④ いじめを行った生徒への指導

当該生徒に対し、行為の重大性を理解させる教育的指導を行い、必要に応じて保護者にも助言・指導を行う。

#### ⑤ 保護者との連携

いじめに関する情報を両保護者と適切に共有し、争いが生じないよう慎重に対応する。

#### ⑥ 再発防止及び事後指導

事案終結後も、関係生徒の様子を継続的に観察し、心理的支援や再教育を行う。

### (4) 重大事態への対応

#### ① 定義

「重大事態」とは、いじめにより次のいずれかの事態が生じた場合をいう（いじめ防止対策推進法第28条）。

- a. 生命・心身・財産に重大な被害が生じた場合
- b. 相当期間の欠席を余儀なくされた場合

#### ② 重大事態調査委員会の設置

学校長は、重大事態が発生した場合、迅速に「重大事態調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を設置する。

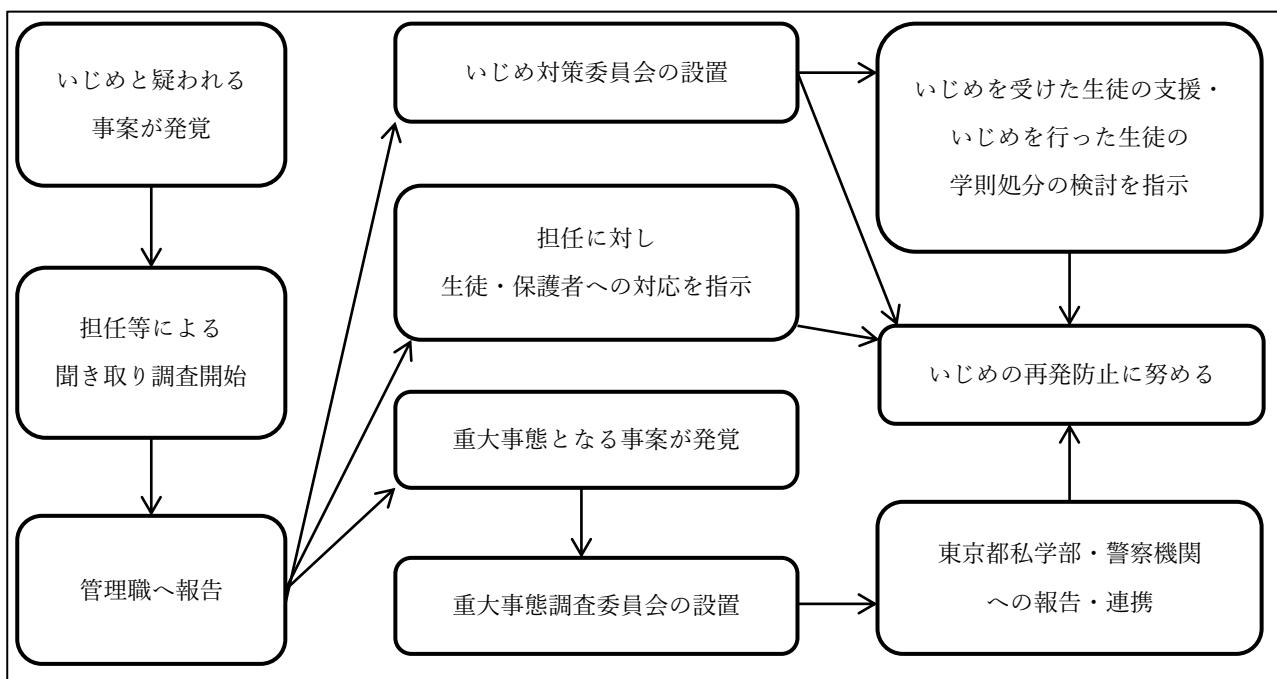
構成：学校長、副校長、学年主任、生活指導主任、養護教諭、必要に応じて外部有識者を加える。

設置期間：重大事態ごとに設置する。

#### ③ 主な役割

- ・ 重大事態に関する事実関係の調査・記録
- ・ 被害生徒および保護者への説明・支援
- ・ 東京都私学部・警察等への報告・連携
- ・ 同種事案の再発防止策の検討と提言

## (5) いじめ対応フローチャート



## IV 情報管理と関係機関との連携

1. いじめに関する情報は、個人情報として厳重に管理し、関係者以外には開示しない。
2. 必要に応じて、教育相談センター・児童相談所・医療機関・弁護士会等と連携する。
3. 保護者・地域社会・関係機関と協力し、開かれた学校づくりを推進する。

## V 方針の見直し

本方針は、社会情勢や法令改正、学校実態の変化に応じて毎年度検証し、必要に応じて改訂する。